



スマート国勢調査!

平成27年国勢調査を実施します

国勢調査は、日本の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法(平成19年法律第53号)に基づき実施する国の最も重要な統計調査です。大正9年から5年ごとに行われ、今回が20回目の調査となります。

平成27年国勢調査は、少子高齢化社会における日本の未来を描く上で欠くことのできないデータを得るために実施します。調査結果は、さまざまな法令にその利用が定められているほか、社会福祉、雇用政策、生活環境の整備、防災対策など、私たちの暮らしのために役立てられます。

詳しくは情報管理課 ☎470・7777 (内線2224・2379)へ。

パソコンやスマホで回答が可能になりました

今回の国勢調査から、従来の調査員に直接、または郵送で提出する方法の他、インターネットで回答できるようなりました。また、パソコンだけでなくタブレット端末やスマートフォン(多機能携帯電話)からも回答できます。

ただし、学生寮・病院・社会福祉施設など、棟ごとで一つの世帯とする場合や、世帯人数が10人以上の場合には紙の調査票での回答になります。

調査員が伺います

今回の調査では、先にインターネットでの回答を受け付け、インターネットで回答をしなかった世帯に紙の調査票を配布します。紙の調査票は、調査員に直接、または郵送で提出できます。

①9月10日(木)～12日(土)にインターネット回答用IDを調査員が配布
②9月10日(木)～20日(日)にインターネット回答
③インターネット回答をしなかった世帯に調査員が9月26日(土)～30日(水)に調査票を配布
④10月1日(木)～7日(水)に調査票を提出

調査の対象は、10月1日に日本にいて①既に3カ月以上住んでいる方②10月1日

前後を通じて3カ月以上住むことになっている方です。

個人情報保護は厳格に保護されます

国勢調査では、統計法によって、厳格な個人情報保護が定められています。

インターネット回答における通信は、すべて暗号化(S/L/TLS方式)されています。また、不正なアクセスなどの監視を24時間行っています。

国勢調査に従事する者(調査員、地方公共団体の職員など)には、統計法による守秘義務が課せられています。

薦に基づいて総務大臣が任命した非常勤の国家公務員です。漏れなく、重複なく調査を行うために、訪問時に代表者の氏名と世帯の男女の人数をお尋ねします。

国勢調査は回答の義務があります

統計法では、正確な統計を作成するために、日本に住む全ての人は調査項目に回答する義務(報告義務)が定められています。

国勢調査を装った「かたり調査」にご注意ください

◎国勢調査では、金銭を要求することはありません。また、銀行口座の暗証番号やクレジットカード番号などをお聞きすることはありません

◎国勢調査を装った不審な訪問者や、不審な電話・電子メールなどにご注意ください。不審に思った際には、回答しないで、速やかにお住まいの市区町村にお知らせください

◎調査員は、その身分を証明する「国勢調査員証」を携帯しています

問い合わせ先

調査に関すること全般
国が開設する国勢調査コールセンター ☎0570・07・2015
I P電話の場合 ☎03・4330・2015
10月31日(土)までの午前8時～午後9時
※土曜・日曜日、祝日も利用できます。

市民から調査員への連絡・対応などについて
市が開設する国勢調査コールセンター ☎470・7810

①9月2日(水)～4日(金)
午前9時～午後5時
②9月7日(月)～10月27日(火)
午前9時～午後7時
③10月28日(水)～30日(金)
午前9時～午後5時
※土曜・日曜日、祝日は利用できません。

国勢調査員は市区町村の推薦に基づいて総務大臣が任命した非常勤の国家公務員です。漏れなく、重複なく調査を行うために、訪問時に代表者の氏名と世帯の男女の人数をお尋ねします。



総合防災訓練にご参加を 10月4日(日)に滝山公園で

市では、「自分たちのまちは自分たちで守る」という自助・共助の理念に基づき、性別・年齢などに関わらず「災害対応」について自主的に学べるよう、参加型・体験型の総合防災訓練を実施します。

前日と当日に、防災行政無線の放送でご案内します。なお、雨天または災害が発生した場合やその恐れがある場合は、訓練を中止します。

詳しくは防災防犯課 ☎470・7769へ。

訓練の想定

多摩直下型地震対応型
多摩地域に震度6強の直下型地震が発生し、建物の倒壊や火災、窓ガラスの破損・落下、家具などの転倒によって負傷者が発生した場合を想定した各種訓練を行います。

スケジュール

(1)避難誘導訓練 午前9時～9時半ごろ
滝山公園周辺の自治会が近所の広場などに集まり、滝山公園まで避難します。

(2)参加型・体験型訓練 午前9時～11時半
市民の皆さんが自由に参加・体験ができる「訓練エリア」を設けます。ぜひ訓練を体験して、発災時に備えてください。また、次の①～④のエリアの他、各関係機関が設置するブースで、地震に関する学習ができます。

①地震が体験できる「起震車」
②火災時の煙の怖さを体験できる「煙体験ハウス」
③親子で防災を学べる「家族で防災体験エリア」
④災害用の特殊車両を集めた「特殊車両展示エリア」

(3)防災関係機関・団体による連携訓練 午前10時～11時20分ごろ
災害時における各関係機関・団体の連携訓練を実施します。日頃の訓練の成果をご覧ください。

◆連携訓練内容
①緊急道路啓開訓練 緊急輸送用道路の障害物を取り除き、通路を確保します
②炊き出し訓練 非常食の炊き出しをします
③緊急物資輸送訓練 避難所への救援物資を輸送する訓練です
④救出救護訓練 倒壊した建物などに取り残された負傷者を救出し、医療救護所で手当

社会保険・税番号制度による個人番号通知カードの送付についてのお知らせ

詳しくは3面をご覧ください。

救急医療および救急業務に対する市民の皆さんの正しい理解と認識を深めることを目的に、毎年9月9日を「救急の日」、救急の日を含む日曜・土曜日の1週間(今年は6日(日)～12日(土))を「救急医療週間」として定めています。

今年もこの期間に、救急に関する各種行事を実施します。

普通救命講習

東久留米消防署では、普通救命講習を実施しています。

【日時】毎月第2土曜日の午前9時～正午(8時45分開場)

【会場】同署3階会議室

【対象】市内在住、在勤、在学の中学生以上の方

【定員】先着10人程度

【費用】1400円(教材費 ※受講日に配布する振込用紙でお支払いください。)

【注意】地震や台風など、不測の事態により中止する場合は、同署の担当者が連絡をします。また、受講日の変更・欠席は、前日までに電話で同署警防課救急係 ☎471・0119(内線380)へご連絡ください。

申し込みは開催日の3カ月前～前日の平日午前9時～午後5時に、電話で同係へ。詳しくは同係へ。

《今号の主な内容》

- 28年度～31年度に市立中学校で使用する教科書が決まりました
- 9月は障害者雇用支援月間です
- 市営自転車等駐車場後期分使用料の納付・新規の登録申請
- 献血にご協力ください

2面
3面
4面
8面

てをします。警備大によるデモンストレーションも予定されています

⑤初期消火訓練 バケツリレーで初期消火を行います

⑥一斉放水 延焼防止のため、一斉放水を行います

(4)避難所運営訓練 午前9時～10時半
近隣自治会の皆さんが西中学校の体育館で、避難所の開設を行います。

※訓練内容は一部変更する場合があります。駐車場はありません。

○訓練参加機関・団体
市、東京消防庁東久留米消防署、都水道局、東久留米市消防団、陸上自衛隊第1後方支援連隊、警視庁田無警察署、日本郵便株式会社、東京ガス株式会社、東京電力株式会社、株式会社NTT東日本、東京都トラック協会、東久留米市建設業協会、東久留米市医師会、東久留米市歯科医師会、東久留米市薬剤師会、ひがしくるめ助産師会、東久留米市交通安全協会、東久留米市防犯協会、東久留米市赤十字奉仕団、東久留米災害防止協会、東久留米 CPR友の会、東久留米市接骨師会、東久留米市被災建築物応急危険度判定員連絡会、東久留米建築設計協会、防災まちづくりの会、東久留米、東久留米市獣医師会、東久留米防火女性の会、東京都LPガス協会東久留米支部、東久留米市身体障害者福祉協会、東久留米市社会福祉協議会、東久留米国際友好クラブ、シニアアシスト・おもしろい、全日本レッカー協会、自治会、自主防災組織、その他防災関係機関(順不同)

○訓練当日サイレンが鳴ります
訓練当日の午前9時に、サイレンを市内全域で鳴らし、市民の皆さんも、その場で姿勢を低くし、頭を守るなど、自宅でもできるシェイクアウト訓練(身体防護訓練)にご参加ください。また、各家庭では、火の元の点検や水のくみ置きなどの訓練を行ってください。